# エンディングノートと遺言書3つの違い

もしもの時のことを考えると、自分の気持ちや自分に関 する情報を、きっちりと書いて残しておきたいものです。 それには、エンディングノートと遺言書があります。それ ぞれの特徴を知っておくことが安心につながります。

### 法的効力の有無

エンディングノート(以下、 ノートと表記) にも遺言書に も、①自分の希望を伝え、実 現できるようにする②家族や 親しい人が困らないようにす る――役割があります。

両者の大きな違いは、対象 とする期間、自由度、効力の三 つです。また、分野や目的によ って向き、不向きがあって、お 互いの弱点を補い合える存在 なのです。したがって、両方と も作成するのがベストです | 書いた内容が実現されます。

し、一方を書けば、もう一方も 書きやすくなるのです。

亡くなった後のことだけで はなく、これからの人生にも 力点が置かれているのがノー トです。内容も書き方も自由 です。ただし、法律の支えがな いので、書いた通りにやって もらう強制力はありません。

遺言書は、亡くなった後の ことを対象とします。民法で 遺言できる事項や作成方法が 決まっています。法的効力(強 制力)がありますので、原則、

### 医療、財産…適した分野が違う

ノートが向いているのは、 医療・介護、それから葬儀など 死後事務の面です。これらは、 具体的に詳しく書きたいこと が多いので、自由なノートが 適しています。がんの告知、延 命治療、介護に関する希望な どは特に重要な点です。

遺言書が向いているのは、 財産の分け方に関するもので す。これは、家族で争う「争続」 を引き起こしかねない最重要 の部分です。遺言書には法的 効力があるため、遺言執行者 を指定しておけば、財産の分 け方に不満をもつ人の同意が なくても法務局や金融機関な どで手続きできます。また、こ うした手続きが簡単になっ て、家族の負担が減ります。

ノートにも財産のページが ありますが、こちらには財産 の情報について詳しく書くと

書にも添えた方が家族は助か ります。出生からの戸籍謄本 も添えたいところです。

よいでしょう。例えば、不動 産の共有者の名前、金庫の開 錠方法、クレジットカード種 類、各種パスワードなどです。

家系図は、ノートにも遺言

#### エンディングノート 対象期間 今後の人生と亡くなった後 亡くなった後 法的効力はない 法的効力がある 効力 内容・形式とも自由。何を、民法で遺言できる事項や 自由度 どのように書いてもよい 作成方法が決まっている

#### エンディングノートの記載例

病名の告知や延命治療

希望する介護

財産に関する情報

葬儀やお墓についての希望

家系図

自分のプロフィール

家族へのメッセージ

エンディングノートは、橿 原市などの行政機関、士業事 務所、葬儀会社などが発行し ていて、名前も異なり、それ ぞれに特性があります。自分 にあったものを見つけましょ う。前から順番に記入せず、 書きやすい部分から書くのが ポイント。読む人を具体的に 思い浮かべ、その人が知らな いと困ることを漏らさず記入 しましょう。

#### 遺言書の記載例

財産の分け方の指定

遺贈

遺言執行者の指定

特別受益の持戻し免除

相続人の廃除

子どもの認知

付言事項 (理由など)

遺言書には自筆証書遺言と 公正証書遺言などがありま す。自筆証書遺言は本人が全 文を手書きしなければなりま せん。財産目録はワープロ打 ちでもOKです。要件不備で無 効になる心配がありますが、 手軽です。公正証書遺言は公 証人に書きたいことを説明し て作成してもらいます。費用 はかかりますが、専門家が作 るので安全・確実な方法です。

## 認知症になったら 財産管理は…

ノートや遺言書を書いて も、気がかりなことは残りま す。自分が認知症や寝たきり になったときに、財産管理や 医療・介護の手続きは誰に任 せればいいのか、ということ です。特に、おひとりさまに とっては心配の種です。

それに備えるものとして、 家族や専門家など信頼できる



人と契約を結ぶ方法がありま す。任意後見契約、財産管理 等委任契約などです。任意後

見契約は認知症などで判断力 が低下したときに、財産管理 等委任契約は判断力があるも のの体が不自由になったとき に備えます。

このほかの契約としては、 葬儀や遺品整理、諸費用の支 払いなど死亡後の様々な手続 きの代理人を決めておく死後 事務委任契約があります。

また、契約書ではありませ んが、延命治療に関して尊厳 死宣言書を公正証書で作成す る方法もあります。

相続

遺言

身近で気軽な相談所

行政書士中園事務所

TEL 0744 – 38 – 9344

近鉄大和八木駅徒歩3分

遺産分割協議書 相続関係説明図 財産目録

終活

後見

初回相談無料 出張相談OK 土日祝対応

〒634-0005 橿原市北八木町1丁目6-12シャト-八木202

